最終更新日：2015年12月15日

株式会社　名古屋銀行
取締役頭取　中村　昌弘
問合せ先：052-951-5911
証券コード：8522
http://www.meigin.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

名古屋銀行では、コーポレート・ガバナンスの充実は、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としての企業価値の一層の向上に努めるとともに、その責務を果たし、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々に、揺るぎない支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つであると位置付けております。
このような位置付けのもと、経営の根幹として、社是「地域社会の繁栄に奉仕する。これが銀行の発展と行員の幸福を併せもたらすものである。」と行訓「1．よいサービス：誠意があふれ 行き届いた スピーディなサービス 2．よい人：人を高め 人を厚くし 明るい職場をつくる 3．よい経営：健全で 創意に富んだ 全員参加の経営」を掲げるとともに、役職員の基本的な価値観や倫理観の共有を図り、業務に反映させるために、「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」、「法令等の遵守に関する方針」をそれぞれ制定し企業価値の向上に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8】
当行の社外取締役は1名となっております。コーポレートガバナンスコード原則の確定から時間的余裕がなく、社外取締役として適切に責務を全うできる人材が選任できなかったことによります。今後は、コーポレートガバナンス・コードの原則に合致するよう社外取締役の2人以上の選任や、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め、より高度のガバナンスを確保できるように体制整備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】
社是『地域社会の繁栄に奉仕する』のもと、地元を中心とした取引先企業を対象に長期保有を前提とし、当該企業等との取引を通じ中長期的なリターン向上に寄与すること、および業務提携や情報交換を通じてお客さまへのサービスを向上させることを目的としております。
政策投資上場株式については、リターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを定期的に検証し、必要に応じ当該企業との対話等を通じ政策保有に係る判断を見直します。
保有株式に係る議決権の行使は、株主価値向上に寄与するよう規程に基づき適切な手続きを経て、原則として全ての議案に対して行使しております。

【原則1-7】
当行および株主の皆さまの共同の利益を害する、あるいは、そうした懸念を惹起することのないよう、規程を定めて適切に運用しております。なお、概要は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「第6条（関連当事者との取引）」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）

【原則3-1】
(1)社是「地域社会の繁栄に奉仕する」のもと、堅実経営方針を維持し、先見性・先進性のある地域金融機関として地域の発展と共に歩み、地域のお客さまに信頼・支持される銀行を目指しております。なお、当行ホームページに、経営理念、行訓、経営方針を掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）
(3)当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「第5条（役員の報酬決定プロセス）」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）
(4) 取締役・監査役の指名プロセスについては、社内規程に基づき実施し、取締役会にて決定しております。特に社外役員は、情報収集後に面談し、判断理由を付したうえで取締役会にて決議を行っております。社外監査役も、監査役会の同意によりますが、同等の手続きを実施しております。
(5)取締役候補者の個々の選任・指名の説明に関しましては、「第97期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/kabunushi/pdf/kabunushi_shosyu_97.pdf）

【補充原則4-1-1】
取締役会基本規程および組織基本規程にて取締役会決議事項の範囲を定め、常務会および頭取や担当取締役、各部長等への委任の範囲を定めております。取締役会から日常の業務の決定を委任することが出来るとしており、「人事・福利厚生に関する事項」、「一定金額までの契約関係」、「個別融資案件の審査権限」等について委任しております。

【原則4-9】
独立性判断基準として、以下を定めております。
(1)当行の業務執行者に一度も該当していないこと
(2)最近5年間において主要株主の役員又は使用人でないこと
(3)主要な取引先の業務執行者でないこと
(4)相互に役員を派遣する先の役員等でないこと
(5)最近3年間において、当行を主要銀行とする先の役員および使用人でないこと
(6)当行から多額の報酬を受ける者でないこと
(7)上記(1)～(6)の近親者でないこと

【補充原則4-11-1】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「第3条（取締役会の多様化）」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）

【補充原則4-11-2】
社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「第97期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/kabunushi/pdf/kabunushi_shosyu_97.pdf）

【補充原則4-11-3】
取締役会の機能強化および実効性向上に資するように、取締役の出席等の関与状況および取締役会の運営状況、社外取締役や監査役の関与等、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。
平成27年5月の取締役会において、平成26年度の取締役会全体の実効性に関する分析・評価の審議を実施し、十分な実効性が確保されていることを確認しております。

【補充原則4-14-2】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「第4条（役員の研修方針）」に記載しておりますので、ご参照ください。

（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）

【原則5-1】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「第7条（株主との対話）」に記載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.meigin.com/profile/rinen.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三井住友銀行	10,330,673	5.03
株式会社みずほ銀行	8,432,457	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,650,000	3.73
名銀みのり会	7,594,952	3.70
日本生命保険相互会社	7,264,924	3.54
明治安田生命保険相互会社	7,261,500	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（トヨタ自動車口）	5,844,000	2.84
住友生命保険相互会社	5,163,000	2.51
三井住友海上火災保険株式会社	4,497,450	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	4,079,000	1.98

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯　外司	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、eおよびのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯　外司	○	同氏は、当行の取引先である小島プレス工業株式会社の出身者です。同社と当行との間において融資取引及び預金取引がありますがメインシェアではありません。取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を当行の経営に活かしていただく為、社外取締役として選任しております。また、当行と同社の取引規模及び性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	3	1	0	2	社内取締役

補足説明

取締役会の機能を補完するため、報酬委員会という内部委員会を設け、社外取締役および社外監査役が内部委員会の委員に就任することにより、客観的な協議が行われる体制を構築しております。なお、その他の2名は社外監査役です。

○報酬委員会(年1回以上開催)
　取締役の報酬等に関する事項を決議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役会は、期初及び中間・期末の決算監査時や四半期末の会合のほか、必要に応じ随時会合を行っており、会計監査人の本部往査時の随時立ち会い及び営業店往査立ち会い時に情報交換を行うなど、連携して監査を行っております。また、常勤監査役は、内部監査報告会に出席するほか内部監査部との連絡会を月一回開催しており、本部・連結対象子会社の監査講評会議に出席し、監査結果等について意見交換を行っております。なお、監査実施状況や監査計画についても情報を共有するなど、連携して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青山　英次	その他													
浅野　晴彦	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青山　英次		―――	会社法第2条16号で定められた社外監査役であり、また、主要取引先・大株主企業の出身者等でもないことから独立性が高く、愛知県の副知事等の経験を活かし、経営全般に関する客観的、かつ公正な監査意見を述べることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると期待しており選任しております。
浅野　晴彦	○	浅野晴彦氏は、当行の取引先である中部電力株式会社の出身者です。同社と当行との間において融資取引及び預金取引がありますがメインシェアではありません。取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	会社法第2条16号で定められた社外監査役であり、また、主要取引先・大株主企業の出身者等でもないことから独立性が高く、経営者としての豊富な知識と幅広い知見を活かし、経営全般に関する客観的、かつ公正な監査意見を述べることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると期待しており選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度を見直し、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会における決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役を除く）に対して新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

報酬として新株予約権を割り当てる理由は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的といたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等の決定プロセスの透明性を確保するために、半数以上が社外取締役および社外監査役にて構成される報酬委員会を設置し、役員報酬制度や個別の報酬内容等について決議しております。報酬額については、業績や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視しつつ、株主総会において決定した範囲内で「役員報酬規程」に基づき報酬委員会で決定後、取締役会に報告しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の監督機能を担保するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行うこととしております。
社外監査役を含めた監査役を補佐するために監査役室を設置し、専属の職員を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。
そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、独立性の高い社外取締役1名の招聘や、取締役会の選任による執行役員制度を採用しております。また、監査役制度を採用し、監査役4名（うち社外監査役2名）が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。この体制により十分なコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断しております。

会社の機関の内容は以下のとおりであります。
・「取締役会」
取締役会は、取締役14名（社外取締役1名を含む）で構成され、原則月１回（平成26年度は20回開催）の開催を行い、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役が業務執行状況（常務会決定事項を含む）や各種委員会の報告を定期的に行っております。また、監査役4名が出席し、必要に応じて意見を述べております。
・「監査役会」
監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の調査を実施するなど、中立的かつ客観的な監査機能が発揮できる体制を整備しております。監査役の機能充実を図るため、監査役会の専任スタッフを1名配置しております。
・「常務会」
常務会は、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取1名、専務取締役1名、常務取締役2名で構成されております。常務会は、原則毎週1回開催し、取締役会で定めた基本方針や常務会基本規程に基づき、取締役会で決定する事項を除く重要な銀行業務の経営意思の決定機関として役割を担っております。また、常勤監査役1名が参加して、必要に応じて意見を述べております。
・「各種委員会」
「ALM委員会」は、市場リスク、流動性リスク、信用リスクについて総合的に把握・管理し、運用・調達構造の分析およびALM方針、リスク対応方針等を審議しております。
「オペレーショナルリスク管理委員会」は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクについて総合的に把握・管理しリスク対応方針等を審議するとともに、事務事故・システム障害等に対する再発防止策等の審議・検討をしております。
「コンプライアンス委員会」は、社会的責任の遂行とコンプライアンスの着実な実践により、当行に対する社会からの信頼の維持・向上を図ることを目的としております。
「賞罰委員会」は、当行の就業規則に基づき褒賞および懲戒を行うに当たって広く行内の意向を徴し、賞罰の公平かつ適正を期することを目的としております。
「金融円滑化委員会」は、金融機関の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため、必要不可欠な金融円滑化の状況を的確に把握・分析しております。
内部監査については、担当人員25名が内部監査にあたり、具体的には、営業店監査を延べ185店舗で実施し、本部通常監査として、部門単体監査、関連複数部門・営業店に及ぶ諸々のテーマ監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制についての評価を連結子会社も含め実施いたしました。さらに、連結子会社の業務監査についても行っております。
監査役会は１４回開催し、監査に関する重要な事項について報告・協議・決議を行いました。
会計監査人は有限責任あずさ監査法人に依頼しており財務諸表監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
・業務を執行した公認会計士の氏名
（有限責任あずさ監査法人）
指定有限責任社員 業務執行社員 福井 淳
指定有限責任社員 業務執行社員 池ヶ谷 正
・会計監査業務に係る補助者の構成
（有限責任あずさ監査法人）
公認会計士13名、その他14名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、独立性の高い社外取締役1名の招聘や、取締役会の選任による執行役員制度を採用しております。また、監査役制度を採用し監査役4名（うち社外監査役2名）が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。この体制により十分なコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断しております。また、当行は監査役会設置会社として、常勤監査役1名、非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の調査を実施するなど、中立的かつ客観的な監査機能が発揮できる体制を整備しております。監査役の機能充実を図るため、監査役会の専任スタッフを1名配置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会のビジュアル化等により活性化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年1月、2月、3月、9月に名古屋で実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月頃東京において実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.meigin.com/toshika/ir/index.html ホームページにおいて、決算情報適時開示資料含むニュースリリース、ディスクロージャー誌等の投資家の皆さま向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部広報秘書グループに事務局を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針において、1地域社会への貢献　2収益力の強化とリスク管理の徹底　3お客さまのニーズに適合した金融サービスの提供　4コンプライアンスの実践　5自由闊達な企業風土の確立を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	名銀グリーン財団を通じた学校・公共施設への緑化協賛運動や電気自動車の導入による環境保全への寄与が挙げられます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
(2) コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
(3)法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。
また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
(2) 管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。
5.当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等
(1)名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
(2)名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
(3)内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
6.監査役の職務を補助する使用人に関する事項等
(1)監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役の職務の補助にあたる。
(2)専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。
(3)専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。
7.取締役及び使用人による監査役への報告体制等
(1)名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
(2)常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
(1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
(2) 監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。
9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
(1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
(2)『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

銀行の倫理綱領として全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを基本的考えとし、「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」に反社会的勢力との関係の遮断を明記しております。「反社会的勢力等への対応についての基本方針」、「反社会的勢力等への対応に関する基本規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――